

預金口座の不正利用等防止に向けた対策強化について

2025年4月1日
鹿児島興業信用組合

2024年8月23日付金融庁・警察庁による要請「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」をふまえ、当組合は預金口座の不正利用防止および実態把握の強化について金融機関として厳格に対応し対策強化に努めます。

お客さまにおかれましては、以下の内容についてのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 預金口座の不正利用防止について

預金口座の売買、譲渡は犯罪です。また、詐欺などの犯罪で得た資金の口座入金や、別の口座に送金することも法律で禁止されています。預金口座の売買、譲渡や不正利用などが判明した場合は、預金規定に基づきお取引の一部を制限させていただきます。

2. 口座開設時における不正防止及び実態把握について

預金口座開設時には、犯罪収益移転防止法などの法令に基づき、本人確認書類の真正性の確認のほか、ご利用目的などの確認や確認書類の提出をお願いしております。また、口座開設後においても、お客さまのお取引の内容、状況等を継続的に確認させていただきます。

ご回答状況によっては、預金口座の開設をお断りさせていただくことや、口座開設後であってもお取引の一部を制限させていただくことがあります。

3. 金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合の措置について

口座開設後の入出金や送金取引について、お取引の内容がご申告いただいたご利用目的と大きく異なる場合や、当組合が預金口座の不正利用により金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合は、預金規定に基づきお取引の一部を制限させていただきます。

4. お客さまの住所等が確認できない場合の対応について

お客さまが当組合にお届けしている住所に送付した郵便物が返戻されるなど、お客さまとの連絡不通状態が続いた場合、法令上要請される口座管理の実施が不可能となることから、お取引の一部を制限させていただく場合があります。お届けの住所などに変更がある場合は、速やかに変更のお手続きをお願いします。